

とちぎの子どもをみんなで育てるために

○ 憲章の目的

次代を担う栃木の子どもたちが、心豊かでたくましく成長することは県民すべての願いです。しかし、現在、家庭や地域の教育力の低下が懸念される中で、人とのふれあいやつながりはますます希薄になっています。また一方で、児童虐待や若年無業者の増加など、子ども・若者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

このような状況において、青少年が心身ともに健全に成長していくためには、親はもとより周りの大人がより積極的に子どもの成長に関わっていく必要があります。

そこで、子どもたちを育成していく上での基本となり、また、大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実行していくための基本理念や行動指針として策定し、平成22年2月に制定しました。

○ 憲章の内容

憲章は前文と5つの条文からなり、前文には、目指す子ども像と育成に対する決意が示されています。5つの条文には、子どもと関わる行動指針として、5つの視点を示しています。家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面で実践されることが期待されます。

また、命を大切に、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った人に成長してほしいという、成長過程にある子どもたちに対する大人からのメッセージでもあります。

発行：栃木県県民生活部青少年男女共同参画課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL 028-623-3075
E-mail: seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp



とちぎの子ども育成憲章

あすになこ 子どもたちが 夢と希望を持ち
こころゆた 心豊かでたくましく成長することは けんみん 県民すべての ねがひ 願いです

わたしたちは こそだ 子育てに せっきよくてき 積極的に にかかわり
こ 子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

1 子どもたち一人ひとりを尊重し命を大切にします

1 子どもたちとのかかわりを深め
おもいやりのおもひのこころを はぐくみます

1 子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい
しゃかいのいちいんとしての じかくをそだ 自覚を育てます

1 一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

1 とちぎのゆたかな自然 伝統文化を守り
こ 子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日
栃木県